

一般財団法人宮城県建築住宅センター 構造計算適合性判定業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の2から第77条の35の15までの規定に定める指定構造計算適合性判定機関（以下「指定機関」という。）として行う、法第6条第5項及び第6条の2第3項の構造計算適合性判定に関する業務（以下「判定業務」という。）の実施について、法第77条の35の9の規定に基づき必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 判定業務は、法並びにこれに基づく命令、告示及び条例並びにこれらに係る通達（技術的助言）により公共の福祉の増進に資する判定業務の使命に鑑み、この規程により公正かつ適確に実施する。

(判定業務を行う時間及び休日)

第3条 判定業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 休日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 緊急を要する場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその判定業務区域)

第4条 事務所の所在地は、宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番20号（ふるさとビル6階）とし、その判定業務区域は、宮城県全域とする。

(判定業務の範囲)

第5条 センターは、構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を要する建築物のうち、法第18条第2項の通知による建築物を除いた建築物に係る判定業務を行う。

ただし、次の各号に係る判定業務は行わない。

- (1) センターが、指定確認検査機関として判定を求める場合
- (2) 次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物の場合

- ① センターの理事長又は判定業務担当役員。(以下「役員等」という。)
 - ② ①に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る)
 - ③ ①に掲げる者の関係企業等
- (3) センターが指定確認検査機関の代表者(代表権を有する役員をいう。)又は担当役員の関係企業等に該当する場合

第2章 判定員等の選任

(判定員の選任)

- 第6条 センターは、判定業務を実施するため、法第77条の35の7第2項の規定により指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。)第31条の6に規定する要件を備える者のうちから、2人以上の判定員を選任する。
- 2 センターは、判定員を選任したときは、指定機関省令別記第10号の4の届出書を宮城県知事に提出する。
- 3 判定員は、センター職員から選任するほか、外部の者を選任して委嘱することができる。

(判定員の解任)

- 第7条 センターは、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その判定員を解任する。
- (1) 法第77条の35の7第4項の規定による宮城県知事の解任命令があったとき
 - (2) 職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、解任の必要があると認められるとき
- 2 センターは、判定員を解任したときは、指定機関省令別記第10号の4の届出書を宮城県知事に提出する。

(判定員の配置及び業務の実施体制)

- 第8条 判定業務を実施するため、センターの組織内に独立した部署を設けて判定員を配置する。
- 2 センターの役員及び判定の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物、設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならない。
- (1) 当該判定員
 - (2) 当該判定員の親族
 - (3) 当該判定員の関係企業等
- 4 センターは、保有又はリース契約する大臣認定プログラムを使用できる環境を整備する。
- 5 センターは、判定の申込みが一時的に増加する等の事情により、判定の業務を適切に行うことが困難となった場合にあっては、速やかに新たな判定員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(専門委員の選任)

第9条 センターは、次に定める要件を備える者のうちから構造計算に関し専門的な識見を有する者として専門委員を選任する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築構造学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- (2) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(専門委員の解任)

第10条 専門委員の解任に関しては第7条第1項の規定を準用する。

(職務執行等の義務)

第11条 役員等は、その職務にあたって、公正かつ適確を旨としなければならない。

- 2 役員等及びこれらの職を退いた者は、業務に関して知り得た秘密又は個人情報等を漏らしその盗用をしてはならない。

第3章 判定業務の実施方法

(判定依頼)

第12条 建築主事等は、次の各号に掲げる図書等（以下「判定用提出図書等」という。）をセンターに提出して判定依頼を行う。

- (1) 判定依頼書（第1号様式）
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第2条第2項各号に規定する申請書の副本1部並びにそれらの添付図書
- (3) 構造計算が法第20条第2号イ又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われた場合は、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という。）当該プログラムに入力した構造計算の条件に関する電子データを記録したもの（認定において規定された方法により記録されたものに限る。）
- (4) 建築主事等が作成した留意事項に関する書類

(判定引受及び契約)

第13条 センターは、前条の判定依頼があったときは、次の各号に定める事項について確認後、これを受理し判定業務を引受ける。

- (1) 判定依頼に係る建築物が、第5条に定める判定業務の範囲に該当するものであること
- (2) 判定用提出図書等に形式上の不備がないこと
- (3) 判定依頼書に記載すべき事項が確実に記載されていること

- 2 センターは、前項の確認において、不備を認めたときは、建築主事等にその補正を求めた後にこれを受理し、判定業務を引受ける。
- 3 センターは、判定業務を引受けたときは判定依頼書に受領印を押印することで契約を締結したものとみなす。

(判定の実施方法)

- 第14条 センターは、判定依頼を引受けた場合、一事案につき原則として2名以上の担当判定員を選任して、速やかに判定業務を実施する。
- 2 判定員は、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号（以下「指針告示」という。））第2及び別表（以下「指針別表」という。）に従って審査を行う。
 - 3 判定員は、審査の実施に当たり、必要があると認める場合は、建築主事等に通知した上で設計者に対して当該構造計算に関する説明を直接求めることができる。この場合において、判定員は設計者から得られた情報等の記録を保存する。
 - 4 判定員が、審査において、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができないときは、センターは、建築主事等に対して、その旨及びその理由を、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書（第2号様式）により通知することとする。
 - 5 前項の場合において、建築主事等が申請者に対して、指針告示第1第5項第三号イ若しくはロに規定する書面又は法第6条第13項、法第6条の2第9項の規定に基づき、適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付することによって、第12条第2号に規定する図書及び書類（この項及び次項において「申請書等」という。）の補正がなされ、又は申請書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされるとともに、建築主事等からセンターに対して当該補正された申請書等又は追加説明書の送付があったときは、これらの図書及び書類を申請書等の一部として審査することとする。
 - 6 判定員は、第12条第2号の添付図書の記載事項について、不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測される程度に限る場合を除く。）がある場合は、図書の差替え又は訂正による申請書の補正を認めず、構造計算が適正に行われていないものとして取扱う。
 - 7 判定員は、審査の結果を判定所見書（第3号様式）及び判定チェックリスト（指針別表）に取りまとめる。
 - 8 構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知が建築主事等に到達した日から、補正された申請書等又は追加説明書等がセンターに到達した日までの日数は、第18条第1項の期間及び同条3項の延長する期間に含めないものとする。
 - 9 判定業務に付随する業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定依頼の受付、その他判定業務に付随する業務を行う。

(大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法)

- 第15条 法第20条第二号イの規定に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は指針別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査を行う。

(大臣認定プログラムを使用する場合の判定の審査方法)

第16条 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、磁気ディスク等の提出があったときは、指針別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できる。

- (1) 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること
- (2) 判定に係る設計者が用いた認定プログラムと同一のものを用いて、磁気ディスク等に記録された構造計算の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること
- (3) 提出を受けた構造計算書に認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること

(専門委員への意見聴取)

第17条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、専門委員の意見を聴取して、判定の所見を取りまとめる。

- (1) 極めて高度な知識が要求される場合
 - (2) その他センターが判定を行うにあたって必要があると認める場合
- 2 センターは、専門委員の意見を聴取する場合予め、判定員の見解を申請者に示した上で、これに関する見解を申請者に求める。
- 3 専門委員は、判定委員及び申請者の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として2名以上の専門委員の合議に基づくものとする。
- 4 センターは、専門委員から意見を聴取した場合、当該意見に関する記録を審査書類として保存する。
- 5 専門委員の業務の運営については、別途定める。

(判定結果通知書及び判定期間延長通知書の交付)

第18条 センターは、判定を引受けた日から起算して14日以内に判定結果通知書(第4号様式)を建築主事等に交付する。この場合、次の各号のいずれかに該当することにより構造計算が適正に行われたものと判断できないときはその理由を記載する。

- (1) 諸数値の設定、モデル化、解析法、算定式等の適用、演算過程等が適正に行われていない場合
 - (2) 認定プログラムによる構造計算の判定において、第16条各号に規定する確認ができない場合
 - (3) その他構造計算が適正に行われていない場合
- 2 第1項の規定による交付は、次の各号に掲げる図書及び書類を添えて行う。
- (1) 第12条第1号の判定依頼書の写し
 - (2) 第14条第7項の判定所見書及び判定チェックリスト

3 センターは、法第 20 条第 2 号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限り 14 日以内に判定結果通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35 日の範囲内において判定期間を延長するものとし、14 日以内に判定期間延長通知書（第 5 号様式）を交付する。この場合、その旨及びその延長する期間並びに理由を記載する。

（判定依頼の取下げ）

第 19 条 建築主事等は、第 18 条第 1 項の通知書の交付前に確認の申請が取り下げられた場合においては、その旨及び理由を記載した判定依頼取下届（第 6 号様式）をセンターに提出する。

2 センターは判定依頼の取下げがあった場合判定業務を中止し、判定用提出図書等を建築主事等に返却する。

第 4 章 判定業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

（監視委員会）

第 20 条 センターは、判定業務の公正かつ適確に実施を確保するため、次の各号に掲げる者各 1 名、合計 4 名の監視委員を選任し、判定業務を監視する。

- (1) 弁護士会の推薦する者
- (2) 消費者団体の推薦する者
- (3) 建築物の構造に関する学識者
- (4) センターの監事

2 監視委員会の設置要綱については別途定める。

（監視結果の反映）

第 21 条 センターは、監視委員から改善の指摘を受けた場合、次の各号に掲げるいずれかの措置をとる。

- (1) 規程の見直し
- (2) 第 7 条第 1 項の措置
- (3) 第 8 条第 5 項の措置
- (4) その他判定業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要な措置

第 5 章 判定手数料等

（判定手数料の収納）

第 22 条 建築主事等は、別表 1 に定める判定手数料を銀行振り込みにより納入するものとする。ただし、やむをえない事由がある場合は別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は、建築主事等の負担とする。

(判定手数料の返還)

第23条 センターは収納した判定手数料を返還しない。

- 2 建築主事等が判定依頼取下届を提出した場合であっても、センターは判定手数料を返還しない、ただし、センターの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合にはこの限りでない。

第6章 雑則

(帳簿及び書類等の保存期間)

第24条 帳簿及び書類等の保存期間は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第77条の35の10第1項に規定する帳簿は、指定機関省令第31条の14の規定による引継ぎを完了するまで
- (2) 第12条第1項第1号の判定依頼書、第13条第3項の判定引受証の写し、第12条第1項第2号の図書等、第14条第5項の追加図書等、同条第6項の判定所見書、第18条第1項の通知書の写し、及び同条第2項の通知書の写しは、第18条第1項の通知書の交付を行った日から15年間
- (3) 第12条第1項第3号の磁気ディスク等は、第18条第1項の通知書の交付を行った日から15年間

(帳簿及び書類等の保存及び管理の方法)

第25条 前条各号に掲げる文書等の保存は、審査中のものは審査のため特に必要がある場合を除いて施錠できる室に、確実かつ秘密漏洩することのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び同条第2号に規定する書類等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を原本として保存することができる。

附則

この規程は、平成19年6月20日より施行する。

この規程は、平成19年9月27日より施行する。

この規程は、平成22年6月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

別表1 判定手数料（第22条関係）

	床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法で行われたもの
(1)	1,000m ² 以内のもの	139,000	179,000
(2)	1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	159,000	239,000
(3)	2,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	179,000	269,000
(4)	10,000m ² を超え、50,000m ² 以内のもの	219,000	359,000
(5)	50,000m ² を超えるもの	359,000	639,000

単位：円（1件当たりの金額）

* 判定用提出図書等の送料はセンターで負担する。

備考

1. 手数料の算定に当たり、申請又は通知に係る棟の二以上の部分が令第81条に規定するエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該棟の部分はそれぞれ別の棟とみなす。
2. 手数料の算定に当たり、申請又は通知に係る棟が増築され、既存の棟と一体の構造となる場合においては、当該申請又は通知に係る棟の床面積と当該既存の棟の床面積を合計した面積を上表の床面積の合計とみなす。